

アーク溶接特別教育

開催のご案内

アーク溶接の業務に従事する前に所定の教育を受講しましょう



労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第3号に基づき就業に必要な知識を付与するための教育です。

労働安全衛生法では、アーク溶接機を用いて行う金属の溶接・溶断等の業務は、危険または有害な業務に定められており、安全または衛生のための特別な教育を行わなければならないとされております。

当協会では事業主に代わり当該講習会を下記により開催いたします。

アーク溶接特別教育開催日程等

開催日	令和7年10月15日(水)16日(木)17日(金)
会場	上田市内会場
対象者	満18歳以上の方
受講時間	学科11時間、実技10時間
上小労働基準協会 会員受講料：16,500円 テキスト代：854円 会員以外(一般の方) 受講料：19,800円 テキスト代：854円	
☆講習会案内・申込書は8月1日より配布予定です☆ ※お電話にて事前予約を承ります	



アーク溶接装置の点検・整備の不良や取扱い方法の誤りなどにより、感電災害、火災・爆発災害等の重大災害が発生する可能性があります。

重大災害を防止するためには、アーク溶接装置の適切な点検・整備、適切な安全装置の使用、そして適切な手順で作業を行うことが必要です。